

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 2月13日(月)

今週のことば

マスク着用の考え方の見直し

屋内でのマスク着用を推奨する取扱いを改め、個人の判断に委ねることを基本とする。3月13日から適用。医療機関や高齢者施設、混雑した電車やバスでは着用を推奨。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/13(月) 大安

14(火) 赤口 聖バレンタインデー

15(水) 先勝

16(木) 友引 所得税の確定申告(3月15日)

17(金) 先負 サッカーJ1リーグ開幕

18(土) 仏滅

19(日) 大安 雨水

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/6(月)	27,694	△184	131.78	▼3.19
7(火)	27,686	▼8	132.15	▼0.37
8(水)	27,607	▼79	130.88	△1.27
9(木)	27,584	▼23	131.14	▼0.26
10(金)	27,671	△87	130.44	△0.70

4月27日施行「相続土地国庫帰属制度」Q&A

相続等によって取得された土地が管理できないまま放置され、所有者不明土地となることを防ぐため、土地の所有権を取得した相続人が法務大臣に申請して承認を受けることで、土地を手放して国に引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」が本年4月27日から施行されます。

◆ Q & A

Q. だれでも申請できる？

A. 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請できますが、売買などによって自ら土地を取得した方や法人は対象外です。なお、土地が共有地である場合には、共有者全員で申請する必要があります。

Q. どんな土地でも国庫への帰属が認められる？

A. 法律で定められている帰属の承認ができない土地(*建物がある、*土壤汚染がある、*危険な崖がある、*他人によって使用されるなど)に該当しない場合であれば、帰属の承認が受けられます。

Q. 制度の施行前に相続等した土地は対象になる？

A. 対象になります。数十年前に相続で取得した土地でも利用できます。

Q. 手続等に費用はかかる？

A. 申請時に審査手数料(金額は未定)の納付、帰属の承認を受けた場合に負担金(10年分の土地管理費相当額)の納付が必要となります。負担金額は承認を受けた土地が該当する種目(宅地、田・畑、森林、その他)ごとに定められていますが、面積に応じた算定が必要となる土地(一部の市街地の宅地、一部の市街地・農用地区域等の田・畑、森林)を除き、20万円となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201506

上場株式等に係る所得の課税方式の選択

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等(源泉徴収口座に限る)については、所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することができます(例えば、配当所得等について所得税は総合課税又は申告分離課税で申告、住民税は申告不要とするなど)。

令和4年度税制改正により、この取扱いが見直され、令和6年度の個人住民税(令和5年分確定申告)から所得税で選択した課税方式と一致させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなります。そのため、所得税と異なる課税方式を選択できるのは令和5年度の個人住民税(令和4年分確定申告)までとなります。

令和5年度の雇用保険料率は引上げ

新型コロナに伴う雇用調整助成金の支給等により雇用保険財政が厳しい状況を踏まえて、令和5年度の雇用保険料率は0.2%(事業主・労働者ともに0.1%ずつ)の引上げとなり、長年引下げられていた料率が本則に戻ります。

これにより、本年4月から一般の事業は1.55%(事業主0.95%、労働者0.6%)、農林水産・清酒製造の事業は1.75%(事業主1.05%、労働者0.7%)、建設の事業は1.85%(事業主1.15%、労働者0.7%)に変更となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和5年4月27日から始まる「相続土地国庫帰属制度」

相続等により土地を取得したものの、利用予定がないなどの理由で手放したいというニーズが高まっており、土地が管理できないまま放置されることで、将来、所有者不明土地が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が土地を手放して国庫に帰属させることが可能となる「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から施行されます。

◆対象者について

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて承認を申請することができます。相続等以外の原因（売買など）により自ら土地を取得した方や法人は、基本的に本制度の対象になりません。

なお、相続等により土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことで本制度を利用できます。この場合、土地の共有持分を相続等以外の原因により取得した共有者（例えば、売買により共有持分を取得した共有者）がいる場合でも、相続等により共有持分を取得した共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請を行うことで、本制度を利用できます。

◆帰属の承認を受ける土地について

本制度は、相続によって取得した土地であれば制度の施行前・施行後に関わらず対象となり、承認申請された土地が通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらない場合、法務大臣は国庫への帰属について承認をします。

帰属の承認ができない土地の要件は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律において定められており、概要は以下のとおりです。

◎申請をすることができないケース（却下事由）

- (1) 建物の存する土地
- (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるもの※が含まれる土地
- ※墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地
- (4) 土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
- (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

◎承認を受けることができないケース（不承認事由）

- (1) 崖（勾配30度以上、かつ、高さ5m以上）があつて、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- (2) 通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- (3) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- (4) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地※
- ※隣接所有者等に通行が妨害されている土地や、所有権に基づく使用収益が妨害されている土地
- (5) その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

◆費用について

申請時に審査手数料（金額未定）を納付するほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、承認された土地が該当する種目ごとに管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して算定した額の負担金を納付しなければなりません。

◎負担金額

帰属の承認を受けた土地が該当する種目や、どのような区域に属しているかによって負担金額が決まりますが、粗放的な管理（巡回のみ）で足りる土地が中心と考えられることから、巡回に要する実費を踏まえ、一部の市街地等の土地を除き、20万円となります。なお、草刈などの管理を要する一部の市街地等の土地は、土地の面積に応じて負担金額を算定します。

①宅地	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（※1）の宅地は、面積に応じ算定（※2）
②田・畑	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（※1）、農用地区域等の田・畑は、面積に応じ算定（※2）
③森林	面積に応じ算定（※2）
④その他（雑種地、原野等）	面積にかかわらず、20万円

※1 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。

※2 それぞれ定められた算定式により負担金額を算出します。